

令和3年12月1日三春町議会定例会12月会議を三春町議会議場に招集した。

1 応招議員・不応招議員

1) 応招議員（15名）

1番 本田 忠良	2番 橋本 善次	3番 井上 聡
4番 新田 信二	5番 山崎 ふじ子	6番 鈴木 利一
7番 佐藤 一人	8番 三瓶 文博	9番 松村 妙子
10番 篠崎 聡	12番 橋本 善一郎	13番 影山 常光
14番 陰山 丈夫	15番 影山 初吉	16番 佐藤 弘

2) 不応招議員（1名）

11番 佐久間 正俊

2 会議に付した事件は次のとおりである。

議案第57号 財産の取得について

議案第58号 福島県特定事業活動振興計画に基づく町税の課税免除に関する条例の制定について

議案第59号 三春町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第60号 三春町税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第61号 三春町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第62号 三春町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第63号 令和3年度三春町一般会計補正予算（第5号）について

議案第64号 令和3年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

議案第65号 令和3年度三春町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第66号 令和3年度三春町町営バス事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第67号 令和3年度三春町病院事業会計補正予算（第3号）について

議案第68号 令和3年度三春町下水道事業等会計補正予算（第1号）について

令和3年12月1日（水曜日）

1 出席議員は次のとおりである。

1番 本田 忠良	2番 橋本 善次	3番 井上 聡
4番 新田 信二	5番 山崎 ふじ子	6番 鈴木 利一
7番 佐藤 一八	8番 三瓶 文博	9番 松村 妙子
10番 篠崎 聡	12番 橋本 善一郎	13番 影山 常光
14番 陰山 丈夫	15番 影山 初吉	16番 佐藤 弘

2 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局長 永山 晋	書記 橋本 和宜
	書記 林 有希奈

3 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	坂本 浩之
副町長	佐藤 知憲

総務課長	宮本 久功	財務課長	菊田 誠子
企画政策課長	渡辺 淳	住民課長	遠藤 信行
税務会計課長	荒井 公秀	保健福祉課長	佐久間 美代子
子育て支援課長	影山 清夫	産業課長	鳴原 健二
建設課長	新野 恭朗	企業局長	大内 広三
教育長	添田 直彦	教育次長兼 教育課長	本間 徹
生涯学習課長	藤井 康		

農業委員会会長	松崎 正夫
---------	-------

代表監査委員	鈴木 輝夫
--------	-------

4 議事日程は次のとおりである。

議事日程 令和3年12月1日（水曜日） 午前10時00分開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会議日程の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議案の提出
- 第5 町長挨拶並びに提案理由の説明
- 第6 議案の質疑
- 第7 議案の委員会付託

5 会議次第は次のとおりである。

（開会 午前10時00分）

…………… 開議宣言 ……………

○議長 おはようございます。

○議長 ただ今出席している議員は15名であります。したがって、地方自治法第113条に規定する定足数に達しており、会議は成立しました。

○議長 ただ今から、令和3年三春町議会定例会12月会議を開きます。

○議長 お諮りします。本会議の議事日程は掲載した令和3年三春町議会定例会12月会議議事日程のとおりとすることに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって掲載の議事日程のとおり決定しました。

…………… 会議録署名議員の指名 ……………

○議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、13番影山常光議員、14番陰山丈夫議員の両名を指名します。

…………… 会議日程の決定 ……………

○議長 日程第2、会議日程の決定を議題とします。

お諮りします。

定例会12月会議の日程は、本日より12月7日までの7日間としたいと思いますが、異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、定例会12月会議の日程は、本日より12月7日までの7日間と決定しました。

…………… 諸般の報告 ……………

○議長 日程第3、諸般の報告をします。

地方自治法第121条第1項の規定に基づき、本日の執行側からの出席者は、掲載してある届出の写しのとおりであり、議場の席次については、掲載してある「議場席次図」のとおりです。

また、出納検査の結果について、監査委員より、令和3年度第6回、第7回、第8回の出納検査報告がありましたので、その写しを掲載しましたので、了承願います。

次に、定期監査の結果について、監査委員より、結果報告がありましたので、その写しを掲載しましたので、了承願います。

…………… 議案の提出 ……………

○議長 日程第4、議案の提出を行います。

提出議案は、掲載した議案第57号「財産の取得について」から、議案第68号「令和3年度三春町下水道事業等会計補正予算(第1号)について」までの12議案です。

…………… 町長挨拶並びに提案理由の説明 ……………

○議長 日程第5、町長挨拶並びに提案理由の説明を求めます。

坂本町長。

○町長 おはようございます。議会定例会12月会議の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

はじめに、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

全国的に感染状況は落ち着いた状況が続いており、三春町においても、新規感染者の確

認なしの日が続くなど、感染の状況は大変落ち着いております。これらは、町民の皆様や事業者の皆様が感染拡大防止のため、基本的な対策に取り組んでいただいていること、さらには、医療関係者の皆様のご尽力の賜物であり、心から感謝を申し上げます。

現在町では、新型コロナウイルスワクチン3回目の接種に向けて、集団接種会場の防寒対策や予約方法などの課題を整理し、「新型コロナウイルスワクチン接種実施計画」を策定しております。来年の2月下旬を目途に、2回目のワクチンを接種し、8ヵ月を経過した方々から、順次、集団接種を開始することとしておりますので、町民の皆様のご協力をお願いしたいと思います。

また、忘・新年会の季節を迎えますが、開催する場合は、福島県飲食業等における新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドラインを遵守した「ふくしま感染防止対策認定店」を利用するなど、感染リスクに十分配慮した行動をしていただきたいと思います。

さらに、年末年始に帰省などで移動するときは、ご自身の体調管理や、移動先の感染情報の把握に努めるなど、引き続き徹底した感染防止対策をお願いしたいと思います。

次に、先日、政府において閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」の対応についてであります。

新型コロナの影響が長期化するなか、子育て世帯に対して子ども1人当たり10万円相当の給付事業が盛り込まれたことから、今定例会に「子育て世帯への臨時特別給付金支給事業」として、補正予算を提案させていただいております。

さらには、「感染症の影響により、厳しい状況にある方々の事業や生活・暮らしの支援」が位置付けられております。具体的な対策として、住民税非課税世帯への支援や地方創生臨時交付金の拡充、エネルギー価格高騰対策などが盛り込まれております。

住民の生活・暮らしに直接かかわる内容が含まれていることから、今後も政府の動向に注視しつつ、適時、対応してまいります。

次に、三春滝ザクラ天然記念物指定100周年記念事業についてであります。

大正11年10月12日に国の天然記念物の指定を受けた滝ザクラは、来年10月に指定100年を迎えることとなります。

今後も滝ザクラを大切に守り続け、後世に伝え残していくため、あらためて、滝ザクラの魅力を伝えていく様々な事業を展開していきたいと考えており、今定例会には、当面の事業に係る補正予算を提案させていただいております。

今年一年、新型コロナウイルス感染症の影響により、行政の取り組みも様々な制約を受けながらの状況が続いておりました。そのような中、5月には防災や交流の拠点として新庁舎が開庁し、東京オリンピック・パラリンピックでは、近内選手や橋本選手が活躍するなど、明るい話題もありました。

今年も議会をはじめ、多くの町民の方々のご支援ご協力を賜りましたことに対し、改めて、衷心より感謝申し上げます。

それでは、今定例会に提案しました議案につきまして、その概要を説明いたします。「財産の取得」が1議案、「条例の制定」が1議案、「条例の一部改正」が4議案、更に「補正予算」として6議案、合計で12議案を提案させていただいております。それらの説明につきましては、配布いたしました議案書、議案説明書のとおりであります。

慎重に審議されまして、全議案可決いただきますよう、お願い申し上げます。

…………… 議案の質疑 ……………

○議長 日程第6、会議規則第37条の規定により、提出議案に対する質疑を行います。

これは、議案第57号から議案第68号までの提案理由の説明に対する質疑であります。

○議長 議案第57号「財産の取得について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第58号「福島県特定事業活動振興計画に基づく町税の課税免除に関する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第59号「三春町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第60号「三春町税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第61号「三春町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第62号「三春町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第63号「令和3年度三春町一般会計補正予算（第5号）について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第64号「令和3年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第65号「令和3年度三春町介護保険特別会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第66号「令和3年度三春町町営バス事業特別会計補正予算(第1号)について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第67号「令和3年度三春町病院事業会計補正予算(第3号)について」を議題とします。

資本的収入・支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第68号「令和3年度三春町下水道事業等会計補正予算(第1号)について」を議題とします。

資本的収入・支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

…………… **議案の委員会付託** ……………

○議長 日程第7、議案の委員会付託を行います。

ただ今、議題となっております議案第57号から議案第68号までは、掲載した議案付託表のとおり、各常任委員会に付託し審査とすることに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会に付託し審査することに決定しました。

なお、付託以外の議案についても、各常任委員会において審査されるようお願いします。

…………… **散会宣言** ……………

○議長 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

これにて散会します。ご苦労様でした。

(散会 午前10時12分)

令和3年12月2日（木曜日）

1 出席議員は次のとおりである。

1番 本 田 忠 良	2番 橋 本 善 次	3番 井 上 聡
4番 新 田 信 二	5番 山 崎 ふじ子	6番 鈴 木 利 一
7番 佐 藤 一 八	8番 三 瓶 文 博	9番 松 村 妙 子
10番 篠 崎 聡	12番 橋 本 善一郎	13番 影 山 常 光
14番 陰 山 丈 夫	15番 影 山 初 吉	16番 佐 藤 弘

2 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局長 永山 晋	書記 橋本 和宜
	書記 林 有希奈

3 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	坂 本 浩 之
副 町 長	佐 藤 知 憲

総 務 課 長	宮 本 久 功	財 務 課 長	菊 田 誠 子
企 画 政 策 課 長	渡 辺 淳	子 育 て 支 援 課 長	影 山 清 夫
産 業 課 長	鳴 原 健 二		

教 育 長	添 田 直 彦	生 涯 学 習 課 長	藤 井 康
-------	---------	-------------	-------

4 議事日程は次のとおりである。

議事日程 令和3年12月2日（木曜日） 午前10時00分開議

第1 諸般の報告

第2 一般質問

5 会議次第は次のとおりである。

（開議 午前10時00分）

..... 開議宣言

○議長 おはようございます。

開会に先立ち、傍聴者の皆さんへ申し上げます。

携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるか、マナーモードに設定していただきますようお願いをいたします。

ただ今、出席してる議員は15名であります。

したがって、地方自治法第113条に規定する定足数に達しており、会議は成立しました。

本日は、4名の議員が登壇し、一般質問を行いますので、どうか時間の許す限り傍聴くださるようお願いいたします。

○議長 ただ今から、本日の会議を開きます。

..... 諸般の報告

○議長 日程第1、諸般の報告をします。

地方自治法第121条第1項の規定に基づき、本日の執行側からの出席者は、掲載して

ある届出の写しのとおりであり、議場の席次については、掲載してある議場席次図のとおりであります。

…………… 一般質問 ……………

○議長 日程第2により、一般質問を行います。

一般質問は、会議規則第52条の規定により、一問一答方式で質問席において行います。質問事項は、質問と答弁がよくかみ合うよう、議論となるよう、事前通告制をとっております。また、質問時間は、会議規則第58条の規定により、質問者一人につき、質問全体で30分以内の時間制限であります。

それでは、通告による質問を順次許します。

10番篠崎聡議員、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○10番（篠崎聡議員） 議長からお許しを得ましたので、さきの通告に基づきまして質問いたします。

来年の滝桜観光などについてお伺いします。

今年の滝桜観光は、コロナ禍ということで、昨年同様、平時のような観光は行われませんでした。しかし、予算は附帯意見がついたとはいえ、通常の前算額で承認されております。

今、オミクロン株が日本にも入り込んで話題となっておりますが、来年度はこのままの感染状況でいけば、通常どおりの観光ができると思います。

さらに来年は、滝桜国指定天然記念物100周年記念という、大きな節目の年です。100周年に絡んだ事業もたくさんあると思います。3月の会議で質問したのでは遅いということになりますので、今の時点でお伺いしたいと思います。

1問目。今のところコロナ感染は抑えられているように見えますが、来年は平時のような観桜料収入、ライトアップ、シャトルバスの運行、売店の出店などは考えられていますか。

2点目。予算編成に当たっては、10月24日付で「令和4年度当初予算編成における留意事項」という文書が財務課長名で出されております。昨年の件を踏まえ予算の編成をしておりますか。

3点目。滝桜国指定天然記念物100周年事業ということで、今言える事業があれば紹介いただけませんか。

4点目。南成田の大桜ほか、町で有名な観光地の桜など、滝桜の後に観光をしていただきたいところのPRはされますか。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 おはようございます。第1の質問についてお答えいたします。

1点目の来年の滝桜観光につきましては、今後の新型コロナウイルスの感染状況を見極めながらとなりますが、来年は節目の年であり、厳しい状況が続く観光業界から大きな期待が寄せられていることから、感染予防対策を取りながら、ライトアップ、シャトルバス、露店の出店など、可能な限り従来どおりの受入体制を整え、実施して参りたいと考えております。

なお、新型コロナウイルスの感染状況によっては、さらなる感染予防対策が必要となる場合もございますので、国、県などの対応にも留意しながら滝桜の観光対策を実施して参

ります。

2点目についてであります。ご指摘のありました町の予算編成における留意事項として、「予算積算や需要見込みなどの精度を高め、安易に前年同額で計上することのないように十分に精査すること」などの項目が示されているところであります。現在、令和4年度の予算編成作業を行っているところであります。歳入における料金収入や歳出における経費の算出に当たっては、新型コロナウイルスの感染状況、社会経済活動や市場価格の動向を的確に捉え、積算内容を十分に精査し予算計上を行うよう努めて参ります。

3点目であります。滝桜は、来年10月に国の天然記念物指定を受けてから100年を迎えます。町では貴重な自然遺産として長く守り受け継がれてきた滝桜を広くPRし、後世にしっかりと残していく重要な機会であり、観光分野にとどまらず、農業など地域経済への波及効果も期待できることから、様々な記念事業を検討をしているところであります。今年度は、一関市の東山和紙を利用したご朱印の桜版である「御桜印」の作成や、来年1月にはニューイヤーコンサートが記念事業として実施される予定であります。今後の100周年記念事業につきましては、滝桜の商業的の製作、フォトコンテストの実施やイベント開催など、本議会に関連する予算を上程させていただいております。

4点目の滝桜を目的とされている観光客に対し、町内を周遊していただくための仕掛けとして、大桜をはじめとする町内の桜の名所や寺院・仏閣を含めた歴史ある城下町、また、カタクリやミズバショウの名所など、町の観光スポットとして各種パンフレットやホームページなどでPRを行っているところであります。観光振興をさらに推進していくため、引き続き観光客の受入体制の整備を進めるとともに、新型コロナとの共生を見据え、安心して観光をしていただくための情報発信やSNSなど様々な媒体を活用しながら、町の魅力ある観光スポットのPRに努めて参ります。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第2の質問を許します。

○10番(篠崎聡議員) それでは、第2の質問に移らさせていただきます。

新規就農者への支援策です。

新規就農者に対する支援は、現行では、町から就農計画の承認を受けると、1年から3年目までは150万円、4年から5年目は120万程度の支給が受けられます。合計で最大690万を受けられるということです。しかし、来年度から国の政策で、49歳以下の新規就農者に対して支援金が1,000万円、一括または分割で受けられることができるということが決まっております。

そこで、質問します。

1点目ですけれども、今のところ町では、来年度の新規就農者の法人・個人などは、どれぐらい受け入れる予定がありますか。

2点目。既に町から支援を受けている人に対する支援策はどうなりますか。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 第2の質問にお答えいたします。

1点目の来年度からの新規就農者については、現在、具体的な相談を受けている方が1名、個人の方でいらっしゃいます。

2点目については、農林水産省では、令和4年度の予算概算要求において、現行の「農

業次世代人材投資事業」を改め、「新規就農者育成総合対策」を新設し、就農支援制度を拡充する方針としておりますが、具体的な制度の詳細については、現時点では明らかにされておられません。今後、制度の詳細について情報収集を進めるとともに、町独自の支援事業であります認定新規就農者に対して、認定1年目に30万円、2年目に20万円、3年目に10万円を支給する「三春町新規就農者応援給付金」や、家賃月額の2分の1、上限2万円を補助する「三春町新規就農者等住居費補助金」などにより新規就農者の支援に努めて参ります。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 以上で、10番篠崎聡議員の質問を終結します。

○議長 7番佐藤一八議員、質問席に登壇願います。

質問を許します。

○7番(佐藤一八議員) さきに通告しました事項について質問させていただきます。

農家への支援策についてであります。4項目よろしくお願ひします。

初めに、農業を営んでいる方々は、原発事故から10年過ぎ、思い起こせば様々なことがありました。田畑の作物は、全て検査をしないと食べられなかったと思います。田畑にはカリ肥など散布することでセシウムを減らし、努力しても農産物は風評被害があり、大半の作物は下落傾向であったと思います。昨年からは放射能検査については、モニタリング検査だけでよくなり、少し安心したところでもあります。

昨年、新型コロナウイルス感染拡大により、我が三春町も多少影響はあったと思います。

そんな中、今年の稲作農家にとりましては、春の田植えから8月上旬頃までは順調に生育され、中通りでは作況指数は103と豊作傾向で、昨年同様くらいの実り方かなと思いました。中旬頃になると気象環境が変化、零下になり、稲作にも影響が生じました。見た目はよかったものの、作況指数は101と下がり、実際収穫してみると、反当たり1から2俵の減収でした。また、それだけではなく、米の価格までが大幅に下落であり、農家の皆さんは失望されたのではないのでしょうか。

町では農家に対してどのような支援をしていくのかについてお伺ひいたします。

2つ。年々イノシシの被害が多く発生しています。被害を最小限にすることは、電気柵が一番だと思うし、電気柵を回した田畑は、比較的被害は少ないと思います。個人でなく地域全体で取り組むことが重要と思います。

町では補助金を出していますが、今年、三春町に申請があった地区・団体は何件あったのかお伺ひいたします。

3。昨年、私が質問いたしました道路法改正に伴い、大型免許とは言いますが、大型特殊免許取得者に補助金の質問でした。その後、現在まで何人の方が補助金を活用されたのかお伺ひいたします。

4。現在、稲作や畑作物の価格が下落し、収入が減少したときなど、支援できる収入保険制度が話されております。三春町でも推進し、取り組んではどうかについてお伺ひいたします。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 ご質問にお答えします。

1点目のコロナ禍による米の価格の下落に対しては、「新型コロナウイルス感染症対策中小事業者等支援給付金」の交付対象者に水稲作付面積1ヘクタール以上の農業者を追加し、認定農業者などと同様に、今後1年間の農業収入が前年比または前前年比で30%以上減少した場合に交付対象とすることといたしました。さらに、交付額も10万円から15万円に見直しを行ったところであります。また、自然災害による収穫量の減少や市場価格の下落など、経営努力だけでは避けられない収入減少を広く補填する、青色申告をする方を対象とした「収入保険」への加入を支援するため、保険料及び付加保険料の10分の1、上限3万円まで支援する制度を今年度より創設いたしました。

今後は、福島県が実施することとしている令和4年産の米の作付に向けた水稲種子購入費用の助成に合わせ、町の補助事業などについて検討をしていくとともに、引き続き米の需給改善や経営の安定を図るため、主食用米から飼料用米や野菜などの高収益作物への転換や収入減少影響緩和交付金の推進など、農業者が今後も安心して営農継続できるよう支援して参ります。

2点目の電気柵の資材購入補助金への申請件数については、現時点で4件となっております。今後も制度の周知に努めて参ります。

3点目については、道路交通法改正に伴い、基準規格を超える作業機を装着・けん引した状態のトラクターが公道を走行する際は、大型特殊運転免許が必要となったことから、今年度より大型特殊免許及びけん引免許の取得費用の一部を助成する制度を創設しておりますが、現時点で15名の方が制度を利用しています。

4点目の収入保険制度の推進については、1点目のご質問で回答したとおり、今年度から収入保険に加入する農業者に対し、費用の一部を助成する制度を創設いたしました。今後は制度の周知に努め、収入保険の加入促進を図って参ります。

○議長 質問があればこれを許します。

佐藤一八議員。

○7番(佐藤一八議員) ただ今町長より答弁がありました。前年度減少した場合は15万円の限度で支援するというので、安心いたしました。

今年の米の価格ですが、昨年と比較しますと、会津産コシヒカリ、昨年は1万2,600円が会津産です。今年は1万円。中通り産は1万2,100円だったんです、昨年。今年は9,500円。浜通り産は1万2,100円なんです、今年。その差額は2,600円の差額でありました。これは60キロに対する差額であります、1反歩——10アールですね。10アール8俵を取ると、大体2万800円が減収する。給料ですと、2万3,400円が減収する考えになります。ひとめぼれですと、去年は会津産で1万2,200円。それで、今年は9,000円。中通り産のひとめぼれは1万1,900円。今年。8,700円。浜通り産も8,700円で、1万1,900円ということで、平均3,200円の開きが出ております。

こういう中、農家にとりましては、ガソリンは上がり、肥料も上がり、本当にいいことはありません。そんな中で、少しでも手厚い支援をしていただければありがたいというふうに思っております。

イノシシ対策でございますが、やはり有害捕獲、自治体の方も本気になってやっていたのは重々分かりますが、やはり被害を最小限に食い止めるのは、電気柵が一番かなというふうには私は考えておりますので、今年4件になっておるということですが、これからもまだまだイノシシが多くなるというふうに思いますので、少しでも農家の支援

になれば、電気柵の補助も出していただければありがたいというふうに思っておりますので、その辺もよろしく願いいたします。

3点目の道路法改正で特殊免許取得するのに、町長は答弁で、私は若者もぜひと、認定農業者だけでなく、若者もぜひ支援してほしいということで、町長も考えておりますということであったんですが、15名の新規者がいたということは大変よかったなというふうに私は考えております。これからも若い人たちが育っていくのには、そういった支援策も必要かと思っておりますので、よろしく願いいたします。

あと、4つ目ですが、先ほど、今、収入保険の話ですが、現在、市町村においても、保険料を助成する市町村もあるというふうに聞いておりましたので、この質問をさせていただいたんですが、やはり来年からは、来年度になるのかな、保険料をやると、稲作だけでなく畑作物も全部保障つか、保険で賄えるような制度ができるそうなので、ぜひ我が三春町でも保険料の助成を大幅にいただければ、農家の人も助かると思っておりますので、そこら辺の検討いただけるかについて質問いたしたいと思っております。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 再質問で4点いただきました。一点ずつお答えをさせていただきます。

まず、米価下落に対する対応で手厚い支援をとということであります。若干米の制度に遡ってお話する必要があるかなと思っておりますので、お話をさせていただきます。

平成30年に米の政策が大きく変わりました。今までは、行政が作付面積目標を設定して、それに従うという形だったものが、今度は、生産者・販売者が販売目標を定めて、それに応じて計画的に生産をしていくというふうになりました。当然環境・気象により大きな影響を受ける産業でありますから、リスク対策として、通称「ナラシ対策」というふうな呼び方をされておりますが、豊作、凶作、あるいは、市場価格の下落によって損害が講じて大丈夫なよう、例えば、収入保険制度を充実させたということがあります。あとは、水田というのは様々な機能を持っていますので、仮に米を作らなくなったとしても、ほかの作物で代替して、引き続き水田を活用する、水田フル活用というふうな基本的な政策がなされたところであります。

今回のコロナ禍による米価下落であります。まずは、救済手当としては、大きく制度によるもの、あるいは、一時的な給付金によるものと、大きく2つに分けて私どもは考えをいたしました。まずは、制度による救済というのが優先すべきだというふうに私どもは考えております。まだ制度が変わりまして3年目、4年目でありますので、まだその周知が徹底してない部分、あるいは、収入保険の加入率が若干低い部分が見受けられますので、4点目でもお答えいたしますけれども、収入保険については、引き続き加入を推進させていただくということになります。

制度のほかのもう一つの一時的な給付金については、今回のようなコロナの感染対策で、皆さん出かせないよということになりまして、外食産業を中心に大きな影響を受けた。これは、商業、あるいは宿泊業、観光業、道路運送業、様々な業界で同じ状態にあります。したがって、農業においても、特に米に関しては、米で自分の収入の大半を米に頼っているところの影響が非常に大きいというふうに考えましたので、先ほどお話をさせていただきましたコロナの関連の対策の分野の中で、大規模に水稻を販売している業者さん向けについては、給付金で救済していきたいと、手当をしていきたいというふうに考えております。

したがいまして、手厚い手当をとということに対しては、まずは制度。残念なことですが、これから何年先も、やはり価格が不安定になる事態が当然予想されますので、まずは、制度をまずは確立する、収入保険にきちんと入っていただく、これが基本的な対策というふうに思っておりますので、町としては、そちらを優先して進めて参りたいというふうに思っております。

2点目の有害鳥獣対応であります、電気柵の効果があるということの評価をいただいておりますので、引き続きこれは補助、あるいは、支援について周知を図って参ります。

3点目の大型特殊について、15名ご利用いただいております。若い農業者も合わせてもっとご利用いただくべく、これも引き続き周知、支援を続けて参ります。

4点目。先ほど一部お答えをしたんですが、収入保険、米ばかりでなく、ほかの作物にも該当、登用の制度がございますので、あわせて、これからのリスクに備えて、収入保険というのは非常に大きな力になりますので、そちらの加入促進、あるいは、町ではその保険料に対する一部補填、そういったものを引き続き継続して参りたいと思います。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 以上で、7番佐藤一八議員の質問を終結します。

○議長 9番松村妙子議員、質問席に登壇願います。

質問を許します。

○9番(松村妙子議員) さきに通告しました1件について質問をさせていただきます。

3歳6ヵ月児健診における視力検査について。

子どもの視力は、生まれてから6歳ぐらいまでに発達していきます。この間に目に異常があると、物を見極める能力が十分に育たない弱視のままになる恐れがありますが、早期に発見して治療すれば、回復が期待できます。

弱視は、子どもの50人に1人はいるとされております。近年開発された小型の機器を使う屈折検査の活用が、自治体による3歳児健診の現場で始まり、弱視の検出率が大幅に向上することが分かって参りました。

視力発達のポイントは、眼球だけでなく、脳が関与すると言われております。物を見るための目から脳の視覚中枢に至る経路の働きは、生後6年ほどまでに成長し確立して参ります。感受性が高いこの時期に物の像がきちんと見えることが、見る能力、視力を獲得する刺激になります。3歳6ヵ月児健診からそれぞれの原因を治療すれば、視覚の発達を促すことができます。一方で、6歳の発達のリミットまでに治療の機会を逃すと、そこから回復が難しく、成人後まで影響することになると言われております。

そこで、4点についてお尋ねいたします。

1点目。3歳児の視力、どのような検査をしているのか。

2点目。視力検査で異常が発見された件数はあったのでしょうか。

3点目。就学前までにはどのような検査があるのでしょうか。

4点目。3歳6ヵ月児健診に屈折検査機器の導入をしてはどうかお尋ねいたします。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

影山子育て支援課長。

○子育て支援課長 お答えいたします。

まず、3歳児の視力検査についてですが、3歳6ヵ月健診において、国の乳幼児健診実施要綱に基づき、家庭での視力検査と保護者の方へのアンケート調査を実施しています。なお、家庭で適切に視力検査ができなかった場合には、健診会場において改めて視力検査を行い、健診担当医師の判断により異常が認められる場合には、医療機関において精密検査を受診していただいています。

次に、これまでに町の乳幼児健診で視力の異常が発見された件数ですが、今年度は10月末時点で、2名のお子さんが医療機関による経過観察の対象となっております。なお、昨年度は該当者はいませんでしたが、令和元年度には4名、平成30年度には9名、平成29年度には6名のお子さんが経過観察の対象となっています。

3点目の質問、小学校就学前の検査の実施状況についてですが、乳幼児健診のほかに、学校保健安全法などの法律に基づき、幼稚園などに入園しているお子さんを対象に検査が行われています。

最後に、3歳6ヵ月児健診に屈折検査機器を導入してはとのお質しについてですが、子どもの目は3歳までに急速に発達し、6歳頃までに脳の視覚領域が完成すると言われていいます。そのため、目の異常を早期に発見し治療することが重要であり、国においても、目の異常の発見率を高めるため、来年度より屈折検査機器を導入するための補助制度が新たに設けられる予定です。町としましても、お子さんの目の異常の発見率を高めて、早期治療に結びつけるため、来年度より屈折検査機器を導入したいと考えています。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

松村妙子議員。

○9番(松村妙子議員) 1点目についてですが、子どもは、自分の目の状態を正確に説明して伝えるっていうことは、なかなか難しいんじゃないかなと思います。また保護者の方も、やはり子どもの状態をどこまで把握をしてるかあれですけども、やっぱり細かい部分で見逃しているのも生じてくるのではないかなとは思っています。

また、2点目については、本当に平成29年、平成30年については、結構な人数が出ているのかなと思います。また、こういう検査機器を使うことによって、もう少し細かく検査することも出てくるのかなと感じております。

この検査機器を導入していくというようなことでありましたが、導入するというのがいつ頃を考えているのか、また、新年度からってということではありますが、この予算について、導入していただけるということですが、何月頃から導入する計画になっているのか、ちょっとお尋ねいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

影山子育て支援課長。

○子育て支援課長 再質問にお答えいたします。

国の補助事業は、来年度からの新規事業ということですので、補助申請とか事務手続きにつきましては、新年度に入ってからというふうな形になると思います。そうしますと、機器の購入時期につきましては、多少時間がかかってくるというふうな形になると思うんですけども、少しでも早い時期に検査ができるように、例えば、検査機器のレンタル対応の可能性などについても検討したいというふうに考えています。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

松村妙子議員。

○9番(松村妙子議員) そうすると、町のほうで機械を購入して検査できる体制になるまでにはレンタルで、来年度4月からはレンタルを利用しての検査体制っていうことでよろしいのでしょうか。

あともう一点なんですけれども、この検査機器っていうのは、まだ視力検査ができない乳幼児、まあ生後6ヵ月ぐらいから検査できるっていうようなこともちょっと書いてあったんですけども、町のほうで3歳6ヵ月健診のときに視覚調査、検査っていうのは取り入れているんですけれども、もう少し早い段階から、この機械を導入して早期に発見するというようなことは考えているのでしょうか。ちょっとお聞きいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

影山子育て支援課長。

○子育て支援課長 再質問にお答えいたします。

乳幼児期の視力の成長は、成長とともに視力というものは発達してくるということで、変化してくるというふうなことです。適切な時期にやはり検査をして、適切な時期に治療をするということが必要なのだろうというふうに考えております。そのため、やはりあくまでも国の指針、3歳6ヵ月健診でということをやっぱりベース、基本にしたいとは思いますが、ケースによっては健診担当医師の指示なども仰ぎながら、その辺は柔軟に対応していきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 以上で、9番松村妙子議員の質問を終結します。

○議長 15番影山初吉議員、質問席に登壇願います。

質問を許します。

○15番(影山初吉議員) さきに通告しておきました1点について質問をいたします。

3年度産米に特別給付金をということで質問させていただきます。

コロナ禍で下落した令和3年度産米、水稻農家へ特別給付金を給付する考えはありますか。

国の補正予算では、幅広い政策に使う一般会計と、使い道を限定した特別会計の補正予算、国会で補正予算が成立すれば、臨時交付税として当町へも交付されます。一般会計を財源として、町の基幹産業である水稻農家へ、10アール当たり1万円の特別交付金を給付することが急務と思われませんが、町当局の考えを伺います。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 質問にお答えいたします。

先ほどの7番議員のご質問の回答の繰り返しになりますが、コロナ禍による米の価格の下落に対しては、「新型コロナウイルス感染症対策中小事業者等支援給付金」を拡充し、交付対象者に水稻作付面積1ヘクタール以上の農業者を追加するとともに、交付額を10万円から15万円に見直しを行ったところであります。また、「収入保険」への加入を支援するため、これに加入する農業者に対し、保険料及び付加保険料の10分の1、上限3万円まで支援する制度を今年度より創設いたしました。今後は、福島県が実施することとして

いる令和4年産米の作付に向けた水稻種子購入費用の助成に合わせ、町の補助事業などについても検討していくとともに、引き続き米の需給改善や経営の安定を図るため、主食用米から飼料用米や野菜などの高収益作物への転換や収入減少影響緩和交付金の推進など、農業者が今後も安心して営農継続できるよう支援して参ります。

○議長 質問があればこれを許します。

影山初吉議員。

○15番（影山初吉議員） 新型コロナウイルスに関する制度的支援策、交付額、交付対象者などをもっと詳しく説明をいただきます。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 お答えをさせていただきます。

今年のお米の価格下落については、新型コロナによります業務需要、外食需要が大幅に落ち込んだことが大きな要因であります。この中小事業者等支援給付金において、1ヘクタール以上の水稻作付農業者を対象としたことについては、新型コロナの影響を受けている中小事業者と同様の考えから、事業として一定規模の水稻作付を行っている農業者としたところであります。つまり、さきの7番議員の答弁の中でもお答えさせていただきましたが、水稻農家として最低限必要な面積は1ヘクタール以上というふうに過去の基本構想の中で町としても定めております。それを反映いたしまして、1ヘクタール以上の水稻作付農業者を一事業者として、ほかの産業の中小企業者と同様の扱いとしたものであります。

例えば、この最低限度の1ヘクタール以上で、具体的にどのような補填になるかというふうな試算でありますけども、先ほどもご紹介もありましたけども、中通りのコシヒカリ、今回60キロ当たり2,600円の下落となっております。10アール当たり9俵取れるというふうにしますと、10アール当たり2万3,400円の下落ということになります。したがって、1ヘクタールに換算いたしますと、23万4,000円下落するということになります。これに対して、コロナの給付金で交付金を充当いたしますと、23万4,000円の下落に対して、交付金が15万円支給されるということになります。半分以上が交付金で手当をされるということで、今回の対策といいますか、水稻農家に対する手当というふうに考えているということでもあります。

○議長 質問があればこれを許します。

影山初吉議員。

○15番（影山初吉議員） この支援策については、全く評価できません。なぜなら、この農業者向け支援策、これは、令和3年9月27日の全協で発表しました。今年の稲作は、11月ですよ、稲作の下落。それが9月27日に発表して、こういう支援策を取ってますよというのは、私は緊急性があるだろうから、3年度産米と言ってるんです。

それと、全く使い道が悪い。近隣市町村は、耕作面積に対して8,000円やら1万円の交付金を設けてるんです。3年度産米ですよ。これが申請をしないと駄目だと。そうして、それも対象者が限定されていると。認定農業者、新規認定就農者、作付面積が1ヘクタール以上と、もう限定されている。それも申請しないと駄目だと。こういうふうな支援策で、本当の支援策になりますか。私は、本当に今回の補正予算見てがっかりしました。これほど農業に対して関心がない執行部なのかということでもあります。近隣市町村では、もう来年度の苗、種までもう支援策を打ち出してるんです。それなのに、我が町は、1反歩以上耕作した農家には8,000円やら1万円の臨時交付金を出すのは当たり前だと思うんだ

よ。臨時的でこんな試算では、さっきの2,000円、3,000円とか言っていました、実際的には、減収分も含めれば、10アール当たり4万円の収入減なんです。これは、本当にコロナ禍で米価が下落したんです。これが新規に緊急に農家に助成しなくて、多少なりとも商工業者にはいろんな制度で補助金を出してます。助成金を出しております。そういう中で、何でこういう急遽4万円も10アール当たり減収した農家に出せないのか。到底納得できません。再度お伺いします。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 お答えいたします。

米価下落の情報を9月の全員協議会のお話いたしました。つまり、9月の時点で米価の下落は具体的になったわけでありまして、そのときに財源としたものにつきましては、当初予算というお話を今されておりますが、実は、令和2年度の繰越事業費が今年度、用途として使っております。それを財源として各種コロナ対策をしておりますので、それを財源として今回の給付金制度を手当したというのが背景になります。

今、話になっている1ヘクタール以上という足切りについてはいかがなものか、他町村では違うぞというお話ですが、実は、町村によってかなりのばらつきがあります。米を作ってる方と一言に申しましても、件数的には多いんですが、そこから自家用米、あるいは契約米、あるいは、特定の家庭へ頼まれてるので売ってますという方を差し引いていきますと、実質的には、再度のお話で大変恐縮なんです、米農家として最低限採算がとれるであろうというのは、最低でも1ヘクタールは必要、つまり、ほかの産業の事業者と同じ視点で、同じ公平的な物差しで行かないと、農業だけが全ての人に、米を作れば全ての人に交付金を差し上げるという考えは、私どもは取りませんでした。かなりコロナの影響により思わぬ収入の減少があったので困ってるということにつきましては、他産業の方と同じでありますので、その考え方は、やはり一定の同じ考え方に基づいてやるべきというふうに考えておりますので、1ヘクタール以上、なおかつ前年比、前前年比で30%の下落というのは、公平性の観点から、やっぱり譲れない点であるというふうに考えております。

他産業、他の町村ではそうではないということなんです、これも市町村によりまして、一農家当たりの耕作面積は、地形の関係もありまして様々であります。したがって、他町村と全く同じということは、この給付金、一時金に関しては、ばらつきがあるということからしても、それぞれの市町村の実情に応じてということになりますので、ぜひともご理解をいただきたいところであります。

さらには、一般質問の最初の質問の中にありました国から交付税があるのではないかと、いうふうなお話しでしたが、これは、コロナに関する臨時交付金制度であります。それを財源として様々な手当をしていきなさいという趣旨であります、現在、国のほうで確定してるのは、閣議決定の中では、優先しましょうと、国は予備費でやってきましょうというのは、子育て世帯に対する10万円相当の支給事業などは、これは国が予備費でやるから、もう大至急年度内にやりなさいというのは、これは全国共通でありますので、当然それは先行さしていただいております。議員お質しの農業について、特に水稻の下落については看過できない問題であるというのは、お気持ちとしては十分分かるんですが、同じ交付金制度を使うにしろ、今現在では、残念ながら、閣議決定では財源としては確定しておりません。今後、様々な使途が示された上で、交付金として改めて市町村のほうに交付さ

れるわけでありますので、内容によっては、今回お話した以上に、今回お話した以外に、新たな交付金制度が設けられる可能性はありますが、今現在は確定してございませんので、今の段階で確実にやっていきますという答弁はできませんので、その辺はご理解いただきたいと思います。

先ほど7番議員の中でもお話いたしました、天候・環境に大きな影響を受ける産業でありますので、基本的には制度で持続して、長期的な投資などにも耐えられる産業に育ててあげていくというのを最優先に進めていくというのが、行政としての優先順位が高いのではないかとこのように判断してございます。まずは、そういったものを制度をきちんとした上で、思わぬ災害ができた場合、他産業も含めて農業にもということであれば、話としては十分ご理解いただけるものというふうに思っておりますので、重ねてのご理解をお願い申し上げます。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

影山初吉議員。

○15番(影山初吉議員) 補正予算に載ってないと私言いましたが、これは、稲作の下落に対しての補正予算が載ってないと、私なりに考えています。あとは、財源は分かっていますよ。令和2年度の繰越金で2,050万、これを活用して今回の支援策というのも分かっておりますが、ただ、何回も言うようですが、農家の希望とかいろいろ言いますが、なんぼ少なくとも、やっことは同じなんです。肥料代もかかる、機械代もいろいろかかる、そういう中で、1町歩であれ、2反歩であれ、やっことは同じなんです。減収も同じなんです。だから、1町歩作れば、40万減収すつと40万だから、大変なんです、これ。だから、8,000円なり1万円なりの支援策してもらえれば、肥料代ぐらいになるんです。大いに助かるんです。これをしないと、他町村といろいろあると言いますが、んじゃあ、三春の稲作農家、相当あつと思うんです。

そういう中で、今、国会でやってる補正予算の話しましたが、町では今、財政調整基金が10億ぐらいあつと思うんです。その中で1億ぐらい取り崩せば、悠々この支援策に充てられるんです。私は、これを絶対水稻農家にそれなりの支援金を出さなければ、これからどんどん毎回この質問は繰り返します。そういう考えでおりますので、もう一回ご答弁をお願いします。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 お答えいたします。

先ほども答弁の中でお話したんですが、これからの農家向けの助成としては、水稻種子の購入費用の助成なども当然やっていくというふうにお答えをしております。そういった一連の対応は実際行おうとしておりますので、まずはご理解いただきたい。

あとは、財調を取り崩してでも水稻農家を救えというご質問であります、私どもはそういうふうには考えてございません。毎年のように様々なリスクにさらされる産業であるというのは、重々承知しております。そのたびに市町村の独自の基金を取り崩して、その都度その都度手当していくのは、これは極めて難しい困難なことでもあります。そのためには、何度も申し上げて恐縮なんです、まずは、収入保険などの収入を補填する、リスクが多い産業がゆえに収入を補填するような収入保険の加入をぜひともお願いしたい。それに対しては、保険料の補助もしてるわけです。そういった制度の拡充で、まずは、長期的

に安心して営農できる環境を設けたいというのが、私どもの考え方であります。水稻農家、農家の基本的な作物でありますので、お気持ちとしては十分分かるんですが、先ほど言いましたように、一言に米を作ってるといっても、経営内容は様々であります。その中で経営的に大きな影響を受けるということであれば、繰り返しになって申し訳ないんですが、規模を大きく水稻を作付けてる農家でありますので、そこには重点的に配分、配慮をさせていただいたということでありまして、収入保険などの加入で制度的に今後も将来のリスクに備えてほしいというのは、基本的な形でありますので、15番議員ご提案のありました財調を取り崩してまでも町として全ての農家に配分をとというのは、大変申し訳ないんですが、ご希望には沿えかねます。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

影山初吉議員。

○15番(影山初吉議員) 現執行部は、農家に対して厳しいですね。本当に町は、農・商・工と大事な三本柱で成り立ってます。その農業に対して、本当に冷たいと言わざるを得ません。なぜなら、あえて名前を出しますが、小野町では8,000円の給付金を設けました。ましてや、今日の新聞で見て分かる通り、種や苗の購入費助成までもう決めています。来年度の米価に対しては、国もちろん、県も町も、あとは、さっき7番議員が言ったみたいな保険制度なども適用しながら、また、農家の自主努力も必要です。もう少し稲作を減らせというような観点から、多くなっから安くなんだよということで、そういう自主努力も当たり前です。そういう中で、来年度は来年度でちゃんと国も考えますし、安定的な価格ということで国も県も町も考えると思うんです。今回は減収、米が取れなかったから補填しろって言ってんじゃないんですよ。さっき言ったみたいに、1反歩4万円、それは収入減、米が取れなかったのさ加えて安くなったっつうことで、4万円の減なんです。そういうのさ何で手を差し伸べられないんですか。こういう使い勝手の悪い制度的支援策、申請しなくては駄目だよ、1ヘクタール以上でねえと駄目だよと、本当に冷たい農政ですね。到底納得いきません。再度考え直す気はありませんか。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 お答えします。

今、ご質問の中にありました、来年度に向けて水稻の種子の補助事業、小野町はやってるぞという話ですが、三春町でも同様に同じようなものをやります。違うのは、対象とする農家の部分、全ての農家に8,000円ですか、交付するかしないかというところが、三春と小野だけを比べれば、そこが違うということでありまして。

基本的な考え方、繰り返しになりますが、やはり全ての産業において、今回のコロナ感染症の影響を受けて、収入は減っております。やはり全体に俯瞰した中で物事を判断していかないと、水稻を作ってる全農家、まあイコール全農家というふうな言い方してもいいと思うんですが、全農家に対しては手厚く補填する。では、商業者、観光業者、運輸業者、そういった関連産業の方はどういうふうになるのでしょうか。そういうことを考えると、やはり大変冷たいとご批判いただいたんですが、一定のやはり物差しのようなものは必要というふうに考えております。そういった中で、今回のコロナに直接的な影響による収入減対策については、全ての産業で同様な基本的な考えで臨んでいくべきというふうに我々は考えております。農業に関しては様々な補助制度や収入保険制度、共済制度がございます

ので、そういった既存の制度を十分に活用していただきながら、引き続き営農していくということも、農家の方は既に実践されておられるというふうに思っておりますので、引き続きそういった形で営農をお願いしていきたいと。冷たいというふうな表現については甘んじてお受けいたしますが、コロナ禍によるこういうふうな特殊の環境の中では、やはり公平の物差しで、全ての産業において手厚く公平な制度に基づいて支援をしていくべきだというのが、私どもの考えであります。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

影山初吉議員。

○15番(影山初吉議員) では、産業課長にお聞きします。三春の稲作農家は何戸ありますか。それと、1ヘクタール以上・以下、何戸ずつありますか。お答えください。

○議長 当局の答弁を求めます。

鳴原産業課長。

○産業課長 お答えいたします。

令和3年度作付者総数につきましては、558名でございます。1ヘクタール以上、こちらが、作付された方が、41名の方が作付されております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

影山初吉議員。

○15番(影山初吉議員) 稲作農家が558戸でいいですか。(「(産業課長)558戸です」の声あり)558戸ね。それで、1町歩以上が41戸。この数字見ても分かりますね。1町歩以上、41戸しかないんですね。パーセントにずっと10%未満ですね。これで農家支援してると言われますか。皆さん分かっているとおり、三春町は確かに大規模農家はそうはないのは分かっています。だからこそ、やっぱり手厚く農家を支援しなければ、来年は本当に耕作放棄地が増えて、環境にも本当に悪くなります。イノシシのすみかになんのが目に見えてますよ。そういう中で、来年もぜひ米を作ってくださいと、少しでも足しになればと、これを来年の肥料代に充ててくださいよと、そういう政策が何で打てないんですか。もう一回お聞きします。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 今、産業課長が答弁したとおり、作付されてる方は558名ということで、そのほとんどが1ヘクタール未満ということになります。規模の小さな農家の方がたくさんいらっしゃるんですが、7番議員の答弁のときにもお答えしてはるんですが、自家用米、つまり、自分のところで消費してしまう米、あるいは、親戚関係にお届けする米、あるいは、個人的に契約を結んでいて、そちらにこの米の下落とは関係なく販売してる方を差し引くと、実際どのぐらいになるんだろうかというのは、詳細については、残念ながら私どもでも承知しておりませんが、ただ、言えるのは、今回のコロナの米価の下落でやはり深刻な影響を受ける方というのは、規模を大きくやってる方という点については、これは異論はないかと思うんです。そこをまず手厚くするべきではないかというのが私どもの考えでありまして、そのほか全く影響はないとは言いませんけども、大規模にやってる方に比べますと、ほかの、例えば、野菜と組み合わせて、全体として農業収入を確保してるという方も相当数いらっしゃるというふうに思っておりますので、大変繰り返して恐縮ですけども、水稻

に、ある意味、軸足を置いて営農をされてる方の影響が多いというふうに我々は考えておりましたので、今回のコロナに基づく給付金については、そのような考えに基づいて支出したということであります。来年以降の営農意欲の低下をもたらすぞというふうなお話につきましては、先ほど何度も申し上げてるとおり、水稻種子の補助事業など、これは他市町村と同様の手当を既にしているもの、これからしようとしているものは、その点では全く同じでありますので、その辺はご心配のないようお願いしたいと思います。あわせて、既存の補助事業、共済事業、そういったものを組み合わせて、引き続き営農をお願いしていきたいし、そういった営農に関する支援については、今までどおり行っていくということについては同じでありますので、若干小野町と違うところはあるんですが、その点については、大変恐縮なんですけど、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

影山初吉議員。

○15番(影山初吉議員) 産業課長にお聞きします。41戸10ヘクタール以上、これで9月以降、申請は何件ありましたか。新規事業の申込件数を伺います。

○議長 当局の答弁を求めます。

鳴原産業課長。

○産業課長 お答えいたします。

先ほど来お話してます三春町新型コロナウイルス感染症対策中小事業者等支援給付金の内容でございますが、こちらにつきましては、農家の方、農業の方で、要綱が、認定農業者等の方におかれましては、令和3年1月から同年12月までの1年間の期間を判定対象としておりますので、3年中の金額が固まってから申請になると思っておりますので、これから申請をしていただくという内容になっております。

○議長 質問があればこれを許します。

影山初吉議員。

○15番(影山初吉議員) 町長がさっきの答弁で、9月時点でもう、コロナ禍で米価が下がるということは想定した上での制度だとさっきには言いましたが、9月にはもう分かってたんですか。当然私は、今、使い勝手が悪いと。申請でないともらえない、10ヘクタール以上でねえと駄目と、こういうふうな制度では、全く評価はできません。あんまりしつこいと言われますが、これで終わりますが、最後の答弁をお願いいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 9月時点で米価が下落するというのは、報道で既にされておりました。今年の米価は下がりますというのは、各種新聞など、あとは、農業新聞などにも掲載されておりましたので、私どもでも容易に入手することができましたので、9月の全員協議会で、それを受けたコロナの給付金事業を適用させていくというお話をさせていただいたところであります。

そして、使い勝手が悪いという点についてなんですけど、やはりそれなりのお金を給付させていただくということに関して、全く手軽に国民一人当たり、例えば、マイナンバーカードでやれば、口座に振り込めば済むという話とは、若干違うんじゃないかと思っております。やはりこういった実損が出ました、したがって、給付金を申請しますと、やはり一定の手続はしていただかないと、やはり給付に当たって、ある意味そういったチェックはさして

いただく必要があるというふうに思っておりますので、その辺はご理解いただきたいと思います。また、書類の書き方が複雑で分からないとか、そういうことに関しては、当然ながら私どもの職員のほうでアシストをさせていただきますので、そういった形でご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

(しませんの声あり)

○議長 以上で、15番影山初吉議員の質問を終結します。

…………… 散会宣言 ……………

○議長 これにて、一般質問を終結します。

以上で、本日の日程は全て終了いたしましたので、散会します。ご苦労さまでした。

(散会 午前11時25分)

令和3年12月7日（火曜日）

1 出席議員は次のとおりである。

1番 本田 忠 良	2番 橋 本 善 次	3番 井 上 聡
4番 新 田 信 二	5番 山 崎 ふじ子	6番 鈴 木 利 一
7番 佐 藤 一 八	8番 三 瓶 文 博	9番 松 村 妙 子
10番 篠 崎 聡	12番 橋 本 善一郎	13番 影 山 常 光
14番 陰 山 丈 夫	15番 影 山 初 吉	16番 佐 藤 弘

2 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局 長	永山 晋	書記	橋本 和宜
		書記	林 有希奈

3 地方自治法第 121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	坂 本 浩 之
副 町 長	佐 藤 知 憲

総 務 課 長	宮 本 久 功	財 務 課 長	菊 田 誠 子
企 画 政 策 課 長	渡 辺 淳	住 民 課 長	遠 藤 信 行
税 務 会 計 課 長	荒 井 公 秀	保 健 福 祉 課 長	佐 久 間 美 代 子
子 育 て 支 援 課 長	影 山 清 夫	産 業 課 長	鳴 原 健 二
建 設 課 長	新 野 恭 朗	企 業 局 長	大 内 広 三
教 育 長	添 田 直 彦	教 育 次 長 兼 教 育 課 長	本 間 徹
生 涯 学 習 課 長	藤 井 康		

農 業 委 員 会 会 長	松 崎 正 夫
---------------	---------

代 表 監 査 委 員	鈴 木 輝 夫
-------------	---------

4 議事日程は次のとおりである。

議事日程 令和3年12月7日（火曜日） 午後2時00分開議

- 第1 諸般の報告
 - 第2 付託陳情事件の委員長報告並びに審議
 - 第3 付託議案の委員長報告並びに質疑
 - 第4 議案の審議
- 議案第57号 財産の取得について
- 議案第58号 福島県特定事業活動振興計画に基づく町税の課税免除に関する条例の制定について
- 議案第59号 三春町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第60号 三春町税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第61号 三春町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第62号 三春町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第63号 令和3年度三春町一般会計補正予算（第5号）について
- 議案第64号 令和3年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第65号 令和3年度三春町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第66号 令和3年度三春町町営バス事業特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第67号 令和3年度三春町病院事業会計補正予算（第3号）について
- 議案第68号 令和3年度三春町下水道事業等会計補正予算（第1号）について

《議員提出議案》

- 発議第11号 沖縄戦没者の遺骨等を含む土砂を埋め立てに使用しないよう求める意見書の提出について

5 会議次第は次のとおりである。

（開議 午後2時00分）

…………… 開議宣言 ……………

○議長 ご苦労様です。

ただ今出席している議員は15名であります。したがって、地方自治法第113条に規定する定足数に達しており、会議は成立しました。

ただ今から本日の会議を開きます。

…………… 諸般の報告 ……………

○議長 日程第1、諸般の報告をします。地方自治法第121条第1項の規定に基づき、本日の執行側からの出席者は、掲載してある届出の写しのとおりであり、議場の席次については、掲載してある議場席次図のとおりであります。

…………… 付託陳情事件の委員長報告並びに審議 ……………

○議長 日程第2により、付託陳情事件の委員長報告並びに審議を行います。

付託陳情事件の委員長報告を求めます。

陳情事件第8号「人道的見地から、沖縄防衛局による『沖縄本島南部からの埋め立て用土砂採取計画』の断念を国に要請することを求める陳情書」について

総務常任委員会委員長。

○総務常任委員長 総務常任委員会が定例会9月会議において付託を受け、継続審査としていた陳情事件について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、審査については、12月3日第1委員会室において開会いたしました。

陳情第8号 人道的見地から、沖縄防衛局による「沖縄本島南部からの埋め立て用土砂採取計画」の断念を国に要請することを求める陳情書

陳情者 三春町字清水55

埋め立て用土砂採取計画断念を求める三春町民有志

代表 大河原さき

武藤 類子

本陳情は、次の事項を内容とする意見書の提出を求めるものであります。

陳情事項

- 1 悲惨な沖縄戦の戦没者の遺骨が混入した土砂を埋め立てに使用しないこと。
- 2 日本で唯一、住民を巻き込んだ苛烈な地上戦があった沖縄の事情に鑑み、「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」により、日本政府が主体となって戦没者遺骨収集を実施すること。

以上について、総務課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、本陳情については、「あらゆる埋め立てに使用しないこと」との表現で、全員一致で採択すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会の報告といたします。

○議長 ただ今の委員長報告に質疑があれば、これを許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

以上で陳情第8号の質疑を終結します。

○議長 これより陳情第8号の討論を行います。

○議長 討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

以上で陳情第8号の討論を終結します。

これより、陳情第8号について採決します。

○議長 お諮りします。本陳情はただ今の委員長報告のとおり、採択とすることに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、陳情第8号は委員長報告のとおり、採択とすることに決定しました。

……………付託議案の委員長報告並びに質疑……………

○議長 日程第3により、付託議案の委員長報告並びに質疑を行います。

付託議案の委員長報告を求めます。

総務常任委員会委員長。

○総務常任委員長 総務常任委員会が本会議において付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は、12月1日に日程設定を行い、12月3日、6日及び7日の4日間、第1委員会室において開会いたしました。

議案第57号 財産の取得について

企画政策課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第58号 福島県特定事業活動振興計画に基づく町税の課税免除に関する条例の制定について

議案第59号 三春町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第60号 三春町税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について

以上、3案について、税務会計課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第63号 令和3年度三春町一般会計補正予算(第5号)について

財務課長、企画政策課長及び産業課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会の報告といたします。

○議長 　ただ今の委員長報告に質疑があれば、これを許します。

（なしの声あり）

○議長 　質疑なしと認めます。

以上で総務常任委員会委員長報告に対する質疑を終結します。

○議長 　経済建設常任委員会委員長。

○**経済建設常任副委員長** 　経済建設常任委員会が本会議において、付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は12月1日に日程設定を行い、12月3日、6日7日の4日間、第4委員会室において開会し、12月3日には現地調査も行いました。

議案第63号 令和3年度三春町一般会計補正予算（第5号）について

産業課長等の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、三春滝ザクラ天然記念物指定100周年記念事業については、新型コロナウイルス感染症の状況を勘案しながら、今後の観光振興にもつながるよう、集客に向け効果的に予算を適正に執行することの意見を付して、所管に係る事項について全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第68号 令和3年度三春町下水道事業等会計補正予算（第1号）について

企業局長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、経済建設常任委員会の報告といたします。

○議長 　ただ今の委員長報告に質疑があれば、これを許します。

（なしの声あり）

○議長 　質疑なしと認めます。

以上で経済建設常任委員会委員長報告に対する質疑を終結します。

○議長 　文教厚生常任委員会委員長。

○**文教厚生常任委員長** 　文教厚生常任委員会が本会議において、付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は、12月1日に日程設定を行い、12月3日、6日及び7日の4日間、第3委員会室において開会いたしました。

議案第61号 三春町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第62号 三春町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第64号 令和3年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

議案第66号 令和3年度三春町町営バス事業特別会計補正予算（第1号）について

以上4案について住民課長の出席を求め、詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第63号 令和3年度三春町一般会計補正予算（第5号）について

住民課長、子育て支援課長、教育課長、生涯学習課長及び保健福祉課長等の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全

員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第65号 令和3年度三春町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第67号 令和3年度三春町病院事業会計補正予算（第3号）について

以上2案について保健福祉課長等の出席を求め、詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、文教厚生常任委員会の報告といたします。

○議長 　ただ今の委員長報告に質疑があれば、これを許します。

（なしの声あり）

○議長 　質疑なしと認めます。

以上で文教厚生常任委員会委員長報告に対する質疑を終結します。

…………… 議案の審議 ……………

○議長 　日程第4により、議案の審議を行います。

議案第57号「財産の取得について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長 　討論なしと認めます。

これより、議案第57号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 　異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第58号「福島県特定事業活動振興計画に基づく町税の課税免除に関する条例の制定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長 　討論なしと認めます。

これより、議案第58号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 　異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第59号「三春町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長 　討論なしと認めます。

これより、議案第59号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 　異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第60号「三春町税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について」を議題と

します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第60号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第61号「三春町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第61号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第62号「三春町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第62号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第63号「令和3年度三春町一般会計補正予算(第5号)について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第63号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第64号「令和3年度三春町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第64号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第65号「令和3年度三春町介護保険特別会計補正予算(第2号)について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありますか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第65号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第66号「令和3年度三春町町営バス事業特別会計補正予算(第1号)について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありますか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第66号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第67号「令和3年度三春町病院事業会計補正予算(第3号)について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありますか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第67号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第68号「令和3年度三春町下水道事業等会計補正予算(第1号)について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありますか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第68号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長 お諮りします。

ただ今、総務常任委員会委員長より、発議第11号「沖縄戦没者の遺骨等を含む土砂を埋め立てに使用しないよう求める意見書の提出について」が提出されました。

この際、日程に追加して議題にしたいと思いますが、異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、発議第11号を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

議案書を、定例会12月会議議会提出フォルダに掲載いたしますので、少々お待ち願います。

(議案書 掲載)

○議長 議案書は確認できましたか。

(掲載を確認)

○議長 発議第11号「沖縄戦没者の遺骨等を含む土砂を埋め立てに使用しないよう求める意見書の提出について」を議題とします。趣旨説明を求めます。

総務常任委員会委員長。

○総務常任委員長 発議第11号「沖縄戦没者の遺骨等を含む土砂を埋め立てに使用しないよう求める意見書の提出について」

地方自治法第99条の規定により、沖縄戦没者の遺骨等を含む土砂を埋め立てに使用しないよう求める意見書を、別紙のとおり関係機関に提出するものとする。

令和3年12月7日提出

提出者 三春町議会総務常任委員会 委員長 鈴木利一

意見書の内容並びに提出先等につきましては、掲載いたしました意見書のとおりであります。

令和3年12月7日 三春町議会議長 佐藤弘

以上、提出するものであります。

ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長 ただ今の説明に対する質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

○議長 これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、発議第11号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

……………町長挨拶……………

○議長 定例会12月会議に付された事件はすべて終了しました。

ここで町長より発言があれば、これを許します。

坂本町長。

○町長 ただ今は全議案可決いただきましてありがとうございました。引き続き適正な事務の執行に努めてまいります。

さて、今回は定例会としては今年最後となりますので、今年を若干振り返ってみたいと思います。今年1月の末に火災が相次ぎました。2月には福島県沖地震で被害を受けた方が大勢おられます。その後は皆様ご承知のとおり、コロナウイルス感染症の感染者はどれくらい出たんだという時期が続きまして、その後予防接種体制が整備され、秋口まで順調に進んでまいりました。おかげさまで、現在3回目の接種に向けて準備を進めているところであります。本当にありがとうございます。

良いことも嬉しいこともございました。この本庁舎が5月6日に開庁して、正式に使用が始まったということ、あるいは夏のオリンピック、パラリンピックでは、三春生まれ三春育ちの2人の若者が、それぞれメダル、あるいは7位入賞を果たしたという非常に大きくて嬉しいニュースもございました。

ただ、総括してみますと、2年近くにわたりましたコロナによる影響の影というのを、非常に危機感を持って捉えております。なんとといっても冠婚葬祭を中心に、人と人の繋がりが弱くなったのではないかと非常に危惧しております。このままでいきますと、人は人、自分は自分ということになりはしないか。何かの機会に申し上げましたが、今の社会で一番避けなくてはいけないのが孤立であるということは申し上げております。三春町内で孤立することがないように、町で今遂行しております日常生活支援事業等を中心に、地域の皆様の力を借りながら人それぞれが様々な形で助け合って繋がっていく、そういった将来の三春町をつくっていきたいと思います。

サロン事業、あるいはおでかけ応援隊のような具体的な事業は始まったばかりであります。引き続き議会、あるいは議員の皆様のご助言、ご指導を願いつつまた来年度に向けて力を出していきたいと思っております。引き続き力を貸していただくようお願いを申し上げまして、定例会閉会にあたっての挨拶とさせていただきます。本年は大変お世話になりました。お疲れ様でした。

……………散会宣言……………

○議長 これをもって、令和3年三春町議会定例会12月会議を散会します。ご苦労様でした。

(閉会 午後2時28分)

上記、会議の経過を記載して相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年12月7日

福島県田村郡三春町議会

議 長 佐 藤 弘

署 名 議 員 影 山 常 光

署 名 議 員 陰 山 丈 夫

議案審議結果一覧表

議案番号	件名	採決	議決の状況
議案第57号	財産の取得について	全員	原案可決
議案第58号	福島県特定事業活動振興計画に基づく町税の課税免除に関する条例の制定について	全員	原案可決
議案第59号	三春町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について	全員	原案可決
議案第60号	三春町税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について	全員	原案可決
議案第61号	三春町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	全員	原案可決
議案第62号	三春町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について	全員	原案可決
議案第63号	令和3年度三春町一般会計補正予算(第5号)について	全員	原案可決
議案第64号	令和3年度三春町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について	全員	原案可決
議案第65号	令和3年度三春町介護保険特別会計補正予算(第2号)について	全員	原案可決
議案第66号	令和3年度三春町町営バス事業特別会計補正予算(第1号)について	全員	原案可決
議案第67号	令和3年度三春町病院事業会計補正予算(第3号)について	全員	原案可決
議案第68号	令和3年度三春町下水道事業等会計補正予算(第1号)について	全員	原案可決
発議第11号 (追加発議)	沖縄戦没者の遺骨等を含む土砂を埋め立てに使用しないよう求める意見書の提出について	全員	原案可決